

2017年4月

「会社法上の監査概念について——三種類の監査機関の妥当性監査権限」

第5期 客員研究員

東北大学大学院法学研究科 准教授

得津 晶

要約

監査等委員会の職務としての「監査」と（会399の2III①）と監査役の職務としての「監査」（381I）は同一であるのか。取締役会の職務としての「監督」、そしてモニタリング・モデルのいうところの「モニタリング」とはどのような関係にあるのか。本稿はこういった問題を取り扱った。

本稿は、モニタリングの意義を「効率性の観点からの業績の評価」（妥当性監査）としたうえで、かつての商法改正における監査（監査役）の位置付けについて検討し、会社法上の監査・監督の文言は、妥当性監査である業績評価を確保する正式の手段の有無によって決められるにすぎないとした。この限りで、監査役、監査等委員会、監査委員会の「監査」の意義は同一である。他方で、モニタリングとしての経営者の業績評価をどの機関が行うのかは、①許容性のみならず、②実態、③義務のレベルでも、「監査」「監督」の文言にかかわらず、会社ごとに異なってよいとした。そして、監査役と異なり、監査等委員会、監査委員会（三委員会）は、原則として、業績評価を行うと考えられることから、監査等委員会、監査委員会の監査は妥当性監査にまで及ぶという説明も間違いではない。

本稿は、会社の機関構成に限られずに、経営者の業績評価という妥当性監査について会社ごとに自由に「分担」することを認めるべきと主張するものである。このように、モニタリング権限の所在に自由（選択の幅）を認めることは基本的には効率性を高めると言えそうであるが、当該会社がどのようなガバナンスモデルを採用しているのか、情報伝達のコストがかかるという問題もある。これに対しては情報開示とコミットメント（損害賠償など）を組み合わせることで緩和できると考え、各会社の選択の幅の拡大こそが効率的であると考えます。

（掲載誌；得津晶「会社法上の監査概念について——三種類の監査機関の妥当性監査権限」法学80巻4号（2016年11月）405—453頁）

- （注）1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。
2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。